

第4次国有林野施業実施計画書

第1次変更計画

(変更部分のみ)

(千葉北部森林計画区)

計画期間 自 平成25年4月1日
至 平成30年3月31日

関東森林管理局

千葉北部森林計画区の第4次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

松くい虫の被害対策に伴う臨時伐採量の追加による伐採立木材積を変更する。

なお、本変更計画は、平成27年4月1日から適用する。

【変更項目】

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：材積m³)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	-	-	-	1,000	1,000	-	1,000
合 計	-	-	-	1,000	1,000	-	1,000
年 平 均	-	-	-	300	300	-	300

(注) 年平均欄は、従前の年平均に計画変更による伐採量の増減を残期間（年数）で除したものを加えて算出している。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積m³)

市 町 村 名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
千 葉 市	-	-	-	/	/	/	/
銚 子 市	-	-	-				
長 柄 町	-	-	-				
合 計	-	-	-				

(注) 市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。